

### 18 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 担当：福祉課

在宅の日常生活において常時介護が必要な身体的、精神的な障害をお持ちの方に、国や県から手当が支給されます。

#### 1 対象者

この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「27 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。また、施設入所者及び長期入院者は、受給できません。なお、障害の内容により、診断書を提出いただいても手当を支給できない場合があります。一度、福祉課にご相談ください。

##### (1) 特別障害者手当

20歳以上で以下の項目のいずれかに該当する方

- ア 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を重複して有する方
- イ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- ウ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、加えて身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- エ 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

##### (2) 障害児福祉手当

20歳未満で以下の項目のいずれかに該当する方（障害年金の受給者を除く）

- ア 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方
- イ IQ20以下の方
- ウ 上記ア、イ同程度の障害又は病状で常時介護が必要な方

##### (3) 経過的福祉手当

20歳以上で従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方

#### 2 愛知県における手当額上乘せ制度の種別

愛知県では、上記の手当支給対象者を以下の条件に応じてA～C種に分類し、国の手当金額に上乘せした手当額を支給しています。

##### (1) A種

身体障害者手帳の1級、2級とIQ35以下の判定が重複している方

##### (2) B種

身体障害者手帳1級、2級の方又はIQ35以下の判定の方

##### (3) C種

A種、B種以外の方

### 3 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- (3) 手当用診断書（福祉課窓口でお渡しします。不要の場合もあります。）
- (4) マイナンバーが分かるもの（同じ世帯の方の番号も確認できるものが必要）
- (5) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）
- (6) 公的年金等の収入金額が分かる書類

### 4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給します。

### 5 手当の支給額（愛知県制度分も含む。カッコ内は令和8年3月までの支給額）

- (1) 特別障害者手当
  - A種：月額37,300円（36,440円）
  - B種：月額31,500円（30,640円）
  - C種：月額30,450円（29,590円）
- (2) 障害児福祉手当
  - A種：月額23,460円（23,000円）
  - B種：月額17,710円（17,250円）
  - C種：月額16,560円（16,100円）
- (3) 経過的福祉手当
  - B種：月額17,710円（17,250円）

### 6 手当の支給時期

年に4回（2月、5月、8月、11月の中旬）、支払月の前月までの分を支給します。

### 7 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをおとりください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	預金通帳（口座変更時のみ）、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類
資格喪失届	死亡、施設入所、3ヶ月超の入院時	遺族の預金通帳（死亡時のみ）、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの
再認定手続	有期満了時	別途送付する案内で指示するもの

## 19 愛知県在宅重度障害者手当

担当：福祉課

在宅の重度の障害者の方に、愛知県から手当が支給されます。

### 1 対象者（IQ値は、療育手帳の判定によります。）

1種：身体障害者手帳1級又は2級で、IQ35以下の方

2種：身体障害者手帳1級又は2級並びにIQ35以下の方及び身体障害者手帳3級でIQ50以下の方

(1) 身体障害者手帳の初回交付時が、64歳以下の方に限ります。（2種のみ）

(2) この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「27 手当、年金等の所得制限・併給制限」】をご確認ください。

(3) 施設入所者及び長期入院者（医療機関への3ヶ月以上の入院）は受給できません。

### 2 申請に必要なもの

(1) 受給者名義の預貯金通帳

(2) 身体障害者手帳、療育手帳

(3) 課税標準額が確認できるもの（課税証明等、碧南市において課税状況の確認ができない方のみ必要）

(4) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

### 3 申請の流れ

(1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。

(2) 愛知県にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

### 4 手当の額

1種：月額15,950円

2種：月額6,950円

### 5 手当の支給時期

年に3回（4月、8月、12月の下旬）、支払月の前月までの分を支給します。

### 6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをしてください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	預金通帳（口座変更時のみ） 本人確認書類
資格喪失届	死亡、施設入所、3ヶ月超の入院時、県外転出時	遺族の預金通帳（死亡時のみ） 本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの

## 20 特別児童扶養手当

担当：福祉課

在宅の20歳未満の障害児を監護する保護者に、愛知県から手当が支給されます。

## 1 対象者

知的障害又は身体障害の状態（政令で定める程度以上）にある児童を養育している父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方

この手当は、所得制限があります。詳しくは【34ページ 「27 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。

また、障害児が施設入所者又は年金受給者である場合は、受給できません。

## (1) 児童の要件

ア 身体障害者手帳の1級から3級及び4級の一部を受けている児童及びこれに準ずる障害のある児童

イ 療育手帳のA、B判定を受けている児童

ウ 障害児福祉手当受給者

エ 次の障害等と診断され、日常生活に著しい制限を受けている児童

(ア) 統合失調症、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）及びてんかん等の精神障害

(イ) 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害及び学習障害等の発達障害

(ウ) 白血病、悪性リンパ腫等の血液・造血器疾患

(エ) 腎臓、肝臓、糖尿病の疾患

オ 上記と同等と認められるその他の障害により、日常生活に著しい制限を受けている児童

※障害の内容により、手当を支給できない場合があります。一度ご相談ください。

## (2) 手当の種別

ア 重度（身体障害1、2級又は療育手帳A判定）

イ 中度（身体障害3級又は4級の一部、療育手帳B判定）

## 2 申請に必要なもの

(1) 特別児童扶養手当用診断書（不要の場合もあります）

(2) 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）

(3) 申請者名義の預貯金通帳

(4) 戸籍謄本（受給者及び対象障害児が記載されたもの）

(5) マイナンバーが分かるもの（同じ世帯の方の番号も確認できるものが必要）

(6) 本人確認書類（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

## 第4章 手当・年金等

### 3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 愛知県にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

### 4 手当の額

	令和8年3月まで	令和8年4月から
重度	月額56,800円	月額58,450円
中度	月額37,830円	月額38,930円

### 5 手当の支給時期

12月から3月までの分を4月中旬に、4月から7月までの分を8月中旬に、8月から11月までの分を11月中旬に支給します。

### 6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをおとりください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	受給者・障害児の氏名、住所 変更時	本人確認書類（氏名変更の場合は、 戸籍謄本）
	口座の変更時	預金通帳、本人確認書類
転出届	県外転出時	本人確認書類
資格喪失届	受給者・障害児の死亡時 障害児の施設入所時	遺族の預金通帳（死亡時のみ）、措 置決定通知書等の写し（施設入所時 のみ）、本人確認書類
所得状況届	毎年8月	別途送付する案内で指示するもの
再認定手続	有期満了時	別途送付する案内で指示するもの

## 21 児童扶養手当・遺児手当・こどもすこやか手当 **担当：こども課**

18歳到達年度までの児童を養育している方で、父又は母が重度の障害者である場合、児童扶養手当、遺児手当、こどもすこやか手当が受給できる場合があります。  
世帯の状況、収入状況、障害の状態等により要件が異なります。

#### 1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある方

#### 2 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、こども課で確認してください。

## 22 心身障害者手当

担当：福祉課

市内に住所を有する心身障害者の方に手当が支給されます。

### 1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方かつ手帳の初回交付時に64歳以下の方

この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【34ページ 「27 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。

施設入所者についても、一部受給制限があります。

### 2 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (3) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写真表示のあるもの1点又は健康保険証、年金手帳等の写真表示のないもの2点以上の提示が必要）

### 3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 市にて支給要件の該当を認められた場合、申請した月の翌月分から支給します。

### 4 手当の額

	身体障害者手帳	療育手帳のIQ	精神障害者保健福祉手帳
月額4,000円	1級	IQ35以下	1級
月額3,500円	2級	IQ36以上 50以下	2級
月額3,000円	3級		
月額2,000円	4級から6級	IQ51以上 75以下	3級

### 5 手当の支給時期

年に3回（4月、8月、12月の下旬）支払月の前月までの分を支給します。

### 6 受給中の方は、以下の場合、福祉課窓口にて手続きをしてください。

手続きの種類	事由	持ち物
変更届	氏名、住所、口座変更時	通帳（口座変更時のみ）、本人確認書類
資格喪失届	市外への転出	本人確認書類
	死亡	本人確認書類、遺族の預金通帳、遺族の本人確認書類

### 23 障害年金

病気やけがで障害の状態になったとき、障害年金が受給できる場合があります。年金は、裁定請求をしないと受給できません。障害の状態になった疾病の初診日（65歳未満の期間に限る）に加入していた年金制度によって請求先等が異なります。

#### 1 対象者

20歳以上で障害の状態になった方又は20歳前から障害の状態にある方

20歳前から障害の状態にある方に対する障害基礎年金は、所得制限があります。詳しくは【34ページ 「27 手当、年金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。

#### 2 申請先・問い合わせ先

初診日に加入していた年金制度により異なります。

- (1) 国民年金（20歳前の障害を含む。）：年金事務所又は国保年金課
- (2) 厚生年金：年金事務所
- (3) 共済年金：加入していた共済組合

#### 3 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なります。それぞれの申請先で確認してください。

#### 4 障害基礎年金の受給要件 以下の3つの条件すべてを満たしている必要があります。

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。
- (2) 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること。20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

※納付要件・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

※納付要件の特例・令和18年3月31日までに初診日がある場合で、65歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

## 24 指定難病及び特定疾患見舞金制度

担当：福祉課

愛知県の特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票を所持し、現在治療を受けている方に見舞金を支給します。

### 1 対象者

10月1日（基準日）において碧南市に6ヶ月以上住所（住民登録）があり、かつ、愛知県が発行した特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方  
※小児慢性特定疾患医療給付事業受給者票は対象になりません。

### 2 申請に必要なもの

- (1) 受給者名義の預貯金通帳
- (2) 特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票

### 3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当が支給されます。

### 4 見舞金の額

年5,000円

### 5 その他

- (1) この見舞金は、所得制限、併給制限はありません。
- (2) 見舞金は、1人につき年5,000円です。
- (3) 受給者票等を複数枚お持ちの方も、申請は年に1回までとなります。

## 25 心身障害者扶養共済制度

担当：福祉課

障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になられた場合に、障害者へ終身一定額の年金を支給する制度です。

### 1 対象者

知的障害の方、身体障害の方（1級から3級まで）、精神又は身体に永続的な障害のある方を現に扶養している保護者

### 2 加入に必要なもの

- (1) 加入等申込書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (2) 申込者（被保険者）告知書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (3) 障害証明書（福祉課窓口でお渡しします。）
- (4) 障害者手帳、障害年金の証書等障害の種類及び程度を証明する書類
- (5) 住民票原本（保護者及び障害者のものの提出が必要）
- (6) 戸籍謄本原本（保護者と障害者が別世帯の場合のみ、それぞれのものが必要）
- (7) 年金管理者指定届書及び年金管理者の住民票原本（障害者が年金を管理することが困難な場合にのみ必要）

### 3 加入の流れ

- (1) 上記の「加入に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で手続きしてください。
- (2) 愛知県で審査のうえ、加入が承認された場合は、加入証書が交付され、毎月口座振替により掛金を納めていただきます。
- (3) 加入者、障害のある方に異動があった場合は、速やかに連絡をしていただきます。

### 4 掛金月額（平成20年4月1日以降に加入の場合）

保護者の加入時年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※1 2口まで加入できます。

※2 加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

※3 掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税等における保険料控除の対象となります。

## 5 年金の支給

加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から障害のある方に対し、1口当たり月額2万円（年額24万円）の年金が生涯にわたって支給されます。

## 6 弔慰金等の支給

1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある方が死亡した時は加入期間に応じて弔慰金が、5年以上加入した後に、加入者の申し出によりこの制度から脱退したときは一時金が支給される場合があります。

種類	加入期間	金額	
		平成19年度以前加入	平成20年度以降加入
弔慰金	1年以上5年未満	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上10年未満	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円

## 7 その他

- (1) 保護者の健康状態等によっては、加入できない場合があります。
- (2) 制度変更により、掛金額や年金額、弔慰金、一時金の額が変更になる場合があります。

## 26 在日外国人福祉給付金 担当：福祉課・高齢介護課

年金制度上、国籍要件などによって、国民年金の受給資格を得ることができなかった外国人の方に給付金を支給します。

### 1 対象者

- (1) 高齢者 大正15年4月1日以前の出生者のうち一定の要件にあたる外国人の方
- (2) 重度障害者 身体障害者（1級または2級）または知的障害者の方（A判定）のうち一定の要件にあたる外国人の方

### 2 給付金の額

- (1) 高齢者福祉給付金 月額1万円
- (2) 重度障害者福祉給付金 月額2万円

### 3 その他

詳しくはお問い合わせください。

## 27 手当、年金等の所得制限・併給制限

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、所得制限額を超える場合は、その年の8月分から翌年7月分まで（児童扶養手当、遺児手当、母子・父子家庭医療は11月分から翌年10月分まで、障害基礎年金は10月分から翌年9月分まで）受給することができません。

判定の対象となる所得＝前(々)年中の所得－各種所得控除

### 1 所得制限額

区分		扶養親族数		0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額
				円	円	円	円	円
(1)	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	380,000
		配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
	特別児童扶養手当	受給資格者		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
		配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
	心身障害者手当※	受給資格者		3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	380,000
	(2)	児童扶養手当	受給資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000
一部支給停止				2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
配偶者・扶養義務者			2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
遺児手当		受給資格者		2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
		配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
母子・父子家庭医療				2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
(3)	特別障害給付金 障害基礎年金※ (20歳前障害)	受給資格者	全部支給停止	4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	380,000
			1/2支給停止	3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	380,000
		受給資格者		3,661,000				
(4)	在宅重度障害者手当	受給資格者		3,661,000				
		配偶者・扶養義務者		6,287,000				

令和2年度分所得より給与・年金所得から最大10万円差し引きます。（※を除く。）

### 2 所得制限額の加算

受給資格者又はその配偶者、扶養義務者について、扶養親族等に以下の人がいる場合は、当該扶養親族等一人につき、それぞれ上記の所得制限額に以下の加算があります。

所得確認対象	扶養親族等	(1)の給付	(2)の給付	(3)の給付	(4)の給付
受給資格者	老人扶養親族	100,000円	100,000円	480,000円	加算なし
	特定扶養親族	250,000円	150,000円	630,000円	加算なし
配偶者・扶養義務者	特定扶養親族※	60,000円	60,000円	加算なし	加算なし

※ 当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき、右欄の金額が加算されます。

### 3 前(々)年中の所得

所得額の計算方法は次のとおりで、収入額とは異なります。

- (1) 特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入に含めて計算をします。
- (2) 児童扶養手当、遺児手当の場合は、養育費も所得に含めます。
- (3) 譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

### 4 各種所得控除

在宅重度障害者手当の控除額は、住民税の計算方法と同一の方法で算出します。

その他の手当の控除額は、住民税の計算方法と異なり、概ね次のとおりです。

- (1) 障害者(特別障害者)控除……………1人につき270,000円(400,000円)  
※ただし、市心身障害者手当において控除対象者が障害基礎年金を受給中(全額停止を除く)の場合には控除しません。
- (2) 寡婦・ひとり親控除……………270,000円(350,000円)
  - ア 母子・父子家庭医療は控除しません。
  - イ 遺児手当は受給者が父又は母の場合は控除しません。
  - ウ 児童扶養手当は受給者が父又は母の場合は控除しません。
- (3) 勤労学生控除……………270,000円
- (4) 雑損・医療費・小規模企業共済控除・配偶者特別控除……………実額
- (5) 社会保険料控除
  - ア 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金(20歳前障害)、特別障害給付金、市心身障害者手当の本人所得の場合……………実額
  - イ その他の場合……………80,000円(保険料相当額)
- (6) 特定親族特別控除  
納税者に、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者(「特定親族」といいます。)がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

### 5 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受給できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 28 扶養控除の一部廃止に伴う自己負担額の算定

障害福祉サービス等の自己負担上限額の算定については、年少扶養控除や特定扶養親族に対する控除があったものとして計算されます（みなし控除）。

### みなし控除で自己負担上限額を計算するもの

- 1 障害福祉サービス利用の自己負担限度額
- 2 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の自己負担限度額
- 3 補装具費の支給の自己負担限度額
- 4 特別児童扶養手当等の支給基準
- 5 措置入所、利用における自己負担限度額
- 6 精神障害者の措置入院費の自己負担限度額
- 7 軽度・中等度難聴児補聴器費用助成制度における自己負担限度額